

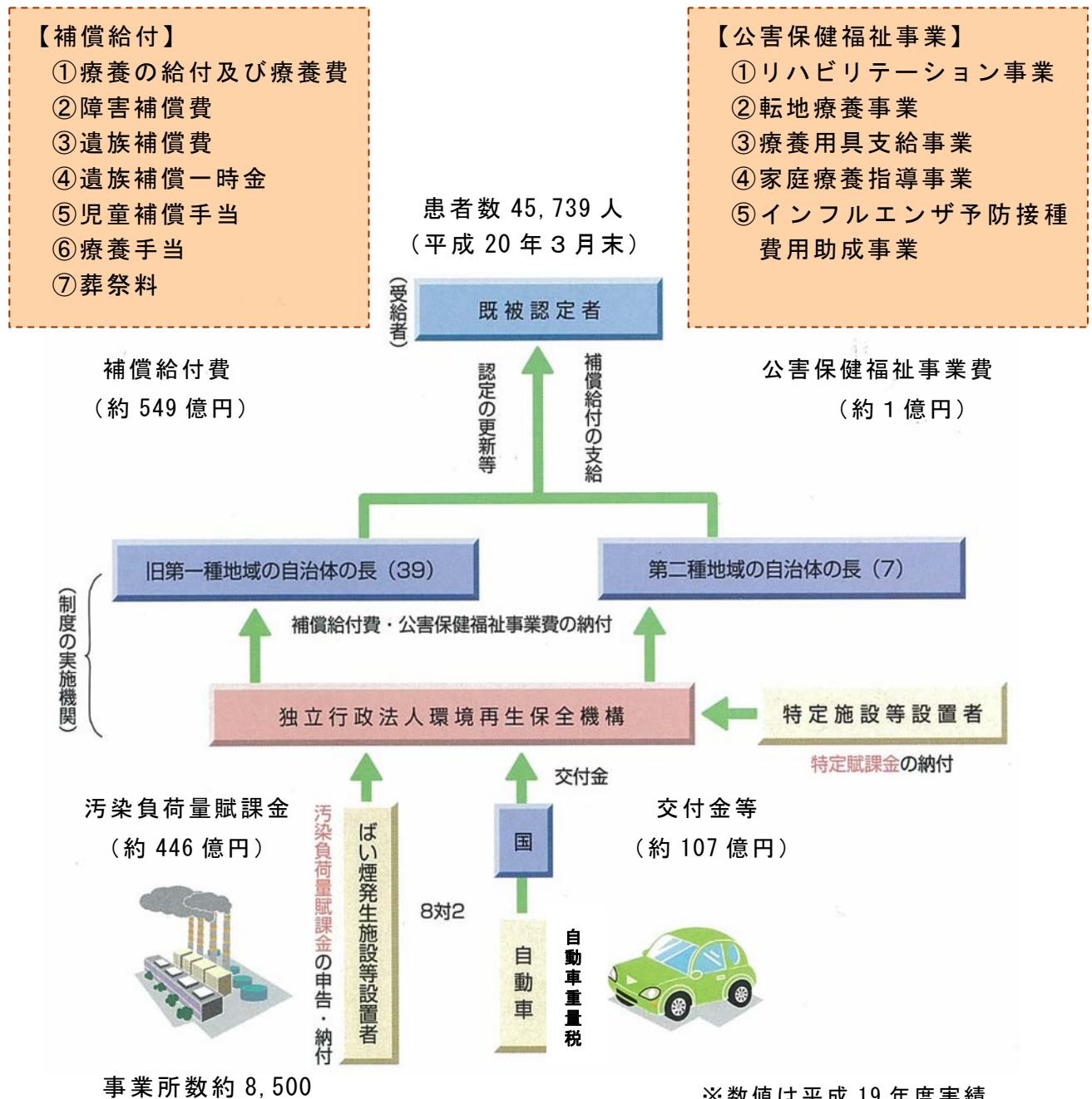
5 環境保全の取組

(1) 公害健康被害補償業務

公害健康被害補償業務の概要

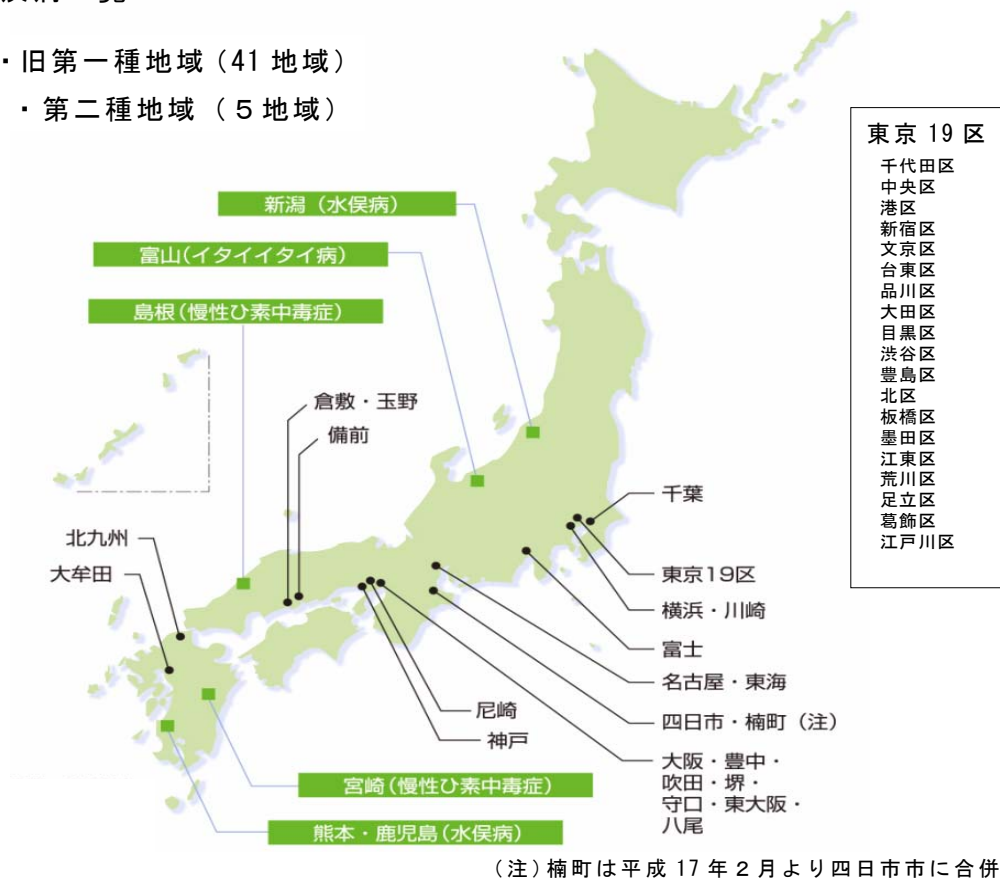
公害健康被害補償制度は、昭和 30～40 年代の著しい大気汚染又は水質の汚濁によって引き起こされた健康被害に対して、被害者の方々への迅速な救済を目的としてつくられた行政上の制度です。

この制度は、昭和 49 年9月に施行された「公害健康被害の補償等に関する法律(補償法)」に基づき、大気汚染などの公害の原因となる物質を排出した事業者から汚染負荷量賦課金を徴収し、自動車重量税を財源とする国からの交付金等と合わせて、公害による健康被害者のための補償給付費及び公害保健福祉事業費として都道府県等へ納付しています。



指定地域及び指定疾病一覧

- 「● … 地域名」 …… 旧第一種地域（41 地域）
- 「■ … 地域名」 …… 第二種地域（5 地域）



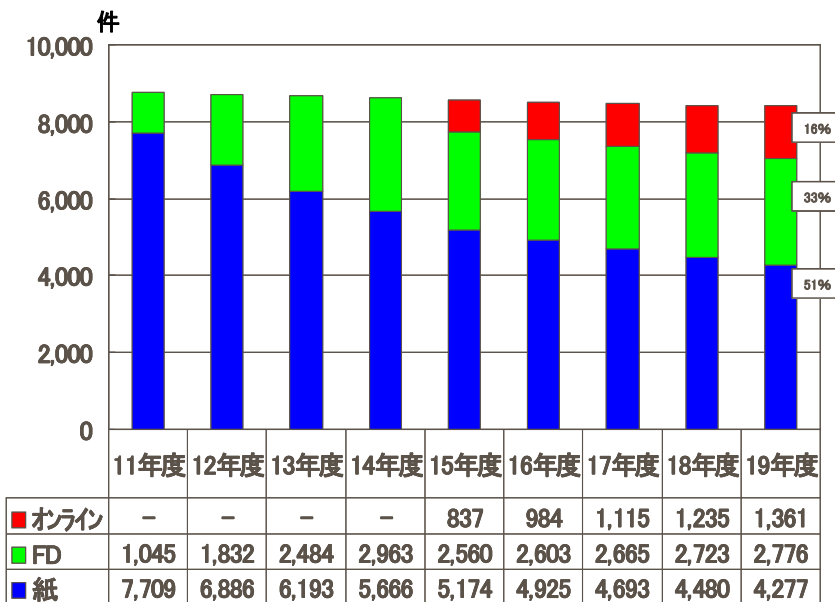
(注) 楠町は平成 17 年 2 月より四日市市に合併

環境配慮の取組

○電子化推進によるペーパーレス

汚染負荷量賦課金の申告については、現在、用紙申告、フロッピーディスク(FD)による申告、オンライン申告の3種類の申告方法があり、機構では事業所の皆様における申告事務負担の軽減を図るとともに、申告の電子化による申告関係書類のペーパーレス化のため、FD申告及びオンライン申告を推奨しています。

平成 19 年度では、約 49%の事業所においてFD又はオンラインによる申告を行っていただき、その比率は年々増加してきています。



(2) 公害健康被害予防事業

公害健康被害予防事業の概要

現在の大気汚染の状況は、昭和30年代、40年代の著しい大気汚染の状況とは異なり、ぜん息等の病気の主たる原因とは言えなくなりましたが、これらの病気に対して何らかの影響を及ぼしている可能性は否めません。

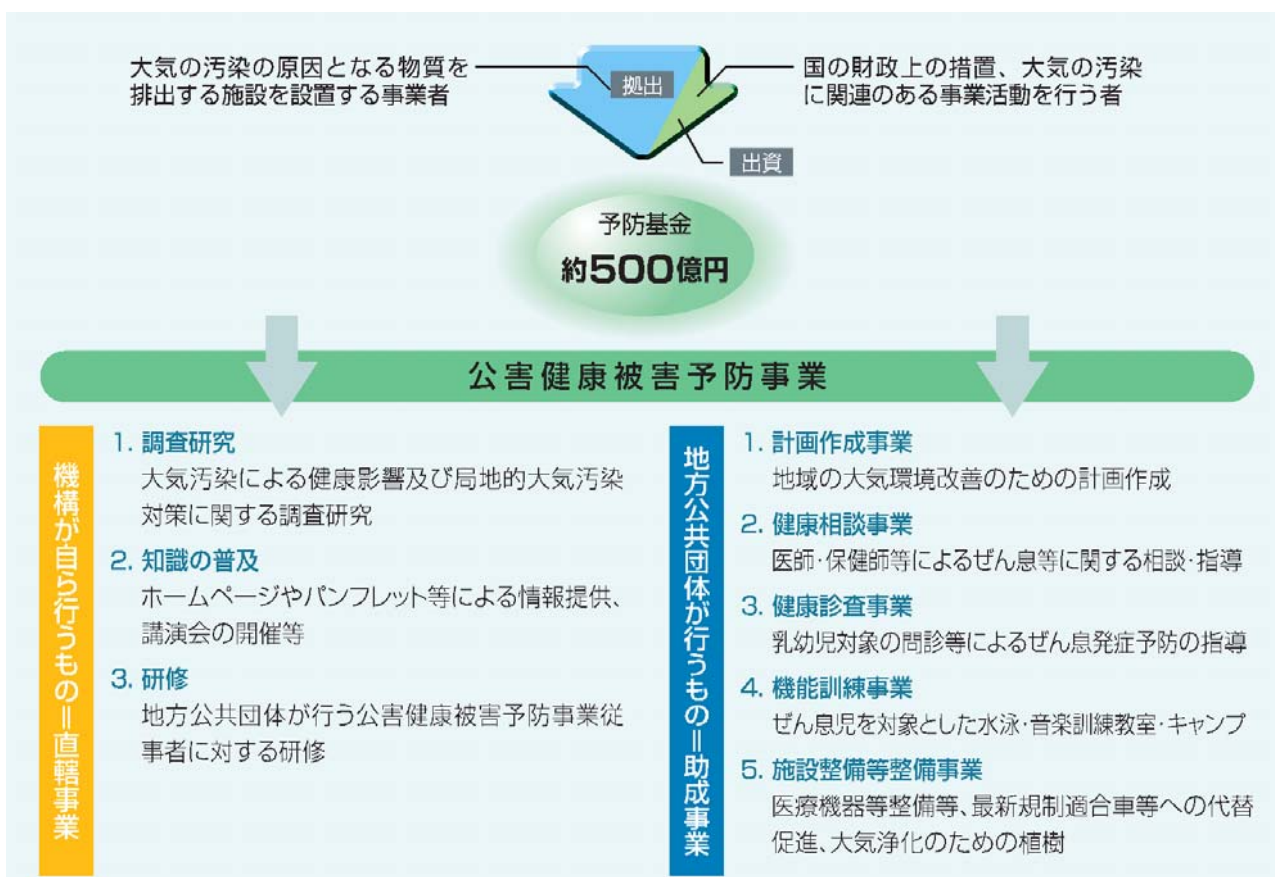
こうした大気汚染の状況の変化を踏まえ、昭和63年3月1日に第一種地域の指定解除が行われ、個人に対する個別の補償から、公害健康被害予防事業の実施など、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策が積極的に推進されています。

公害健康被害予防事業の対象地域は、旧第一種地域41地域と、これに準ずる地域として定められた6地域の計47地域です。



公害健康被害予防事業の仕組み

公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、従来から国や地方公共団体が行っているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として実施しています。事業に要する費用は、機構に公害健康被害予防基金(約500億円)を設け、その運用益により賄っています。



助成事業

機構は、ぜん息の発症の予防、健康回復のための環境保健に関し、地方公共団体が主催する相談事業や診査事業、キャンプ・水泳教室といった機能訓練事業※に助成し、地域住民にとってよりよい事業を行えるよう協力しています。

- ※・健康相談…呼吸筋ストレッチ体操教室等の健康教室、医師や栄養士、理学療法士等によるぜん息等に関する講習会や個別相談
- ・健康診査…乳幼児を対象に、アレルギーに関する問診や血液検査を行い、ぜん息の発症予防のための指導
- ・機能訓練…ぜん息児童等を対象とした水泳訓練教室、音楽訓練教室、キャンプ



ぜん息予防教室
(アレルギー除去食調理実習)

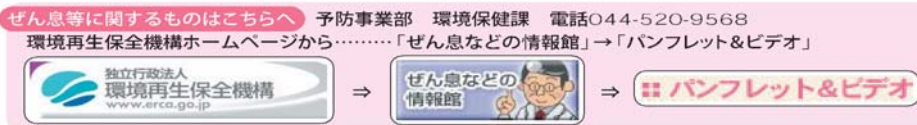
室内環境整備指導
(布団のダニの除去方法の指導)



キャンプでのぜん息教室の様様

直轄事業

機構では、各種刊行物等を製作しています。パンフレットについては無料で配布、ビデオやDVD、パネルについては貸出しを行っています。お申込みはお電話またはホームページで受け付けています。お気軽にお問い合わせください。



(3) 地球環境基金事業

地球環境基金の概要

オゾン層の破壊や地球温暖化、砂漠化、酸性雨など、地球環境問題が深刻化する中、平成4年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議（通称、地球サミット）」において、民間団体による環境保全活動の重要性が認識されたことを契機として、「地球環境基金」が平成5年に創設されました。

「地球環境基金」は、国の出資金と民間からの寄付金によって造成される基金で、その運用益（利息）と国からの運営費交付金によって、日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む世界中の民間団体（NGO）の活動を支援する助成事業（環境保全活動を行う国内外の民間団体への活動資金の助成）及び振興事業（民間団体の環境保全活動の振興に必要な調査研究、情報提供、研修）を行っています。

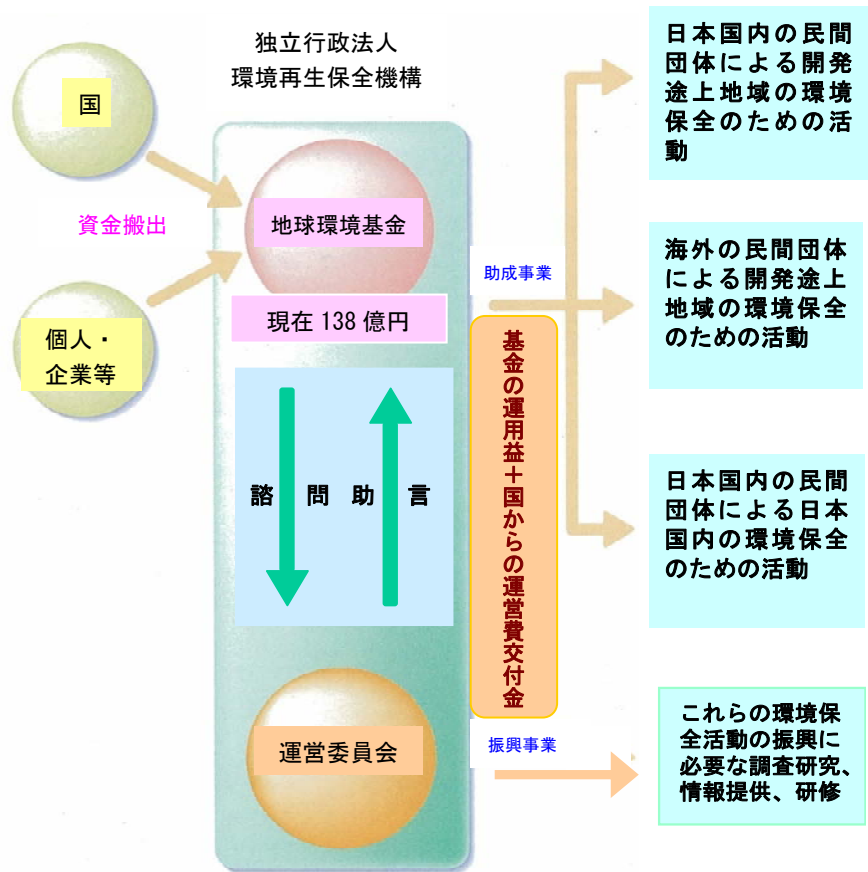
あなたも地球環境基金への寄付を通じて、環境保全活動に参加してみませんか。



ご寄付に関する詳細は、地球環境基金部企画振興課(044-520-9606)までお問い合わせください。



■地球環境基金の仕組み



助成金の交付等の基金業務を適正に行うため、各界の有識者による地球環境基金運営委員会が設置されています。

なお、手続きについての詳細は、機構ホームページをご参照ください。または、地球環境基金部地球環境基金課(044-520-9505)までお問い合わせください。



環境再生保全機構ホームページ



から



「地球環境基金の情報館」

地球環境基金助成事業

【助成対象団体】

- ①財団法人
- ②社団法人
- ③特定非営利活動法人（NPO法人）
- ④定款、寄付行為に準ずる規約を有することなど一定の条件を満たす法人格の無い団体

【助成の対象】

- ①自然保護・保全・復元 ②森林保全・緑化
- ③砂漠化防止 ④大気・水・土壌環境保全
- ⑤地球温暖化防止 ⑥循環型社会形成
- ⑦環境保全型農業等 ⑧環境教育
- ⑨環境活動情報化 ⑩日中韓三カ国環境協力
- ⑪総合環境保全活動

【募集の種類】（平成20年度）

- ① **一般助成**：提案事業を確実に実施するだけの知見、実績（原則3年以上）、専門性を有する団体が行う環境保全に資する活動を対象とします。また、先駆性や波及効果の高さを重視します。
- ② **発展助成**：平成20年度に新設された助成で、これまで地球環境基金から助成を受けたことがない団体が対象です。一般助成に比べ、地域性が高い事業についても、今後の発展の可能性が高いものは対象とします。
- ③ **特別助成**：平成20年度に我が国で開催される主要国首脳会議（北海道洞爺湖サミット）及び環境大臣会合等主要国首脳会議の準備のために開催される会議に関連する活動を対象とします。

■地球環境基金助成採択件数及び助成金額（平成19年度及び平成20年度）

区分	単位	H19年度	H20年度
イ案件	件数	44	44
	百万円	175	178
ロ案件	件数	5	8
	百万円	16	26
ハ案件	件数	125	153
	百万円	402	514
合計	件数	174	205
	百万円	593	718

区分	単位	H20年度
一般助成	件数	151
	百万円	534
発展助成	件数	40
	百万円	78
特別助成	件数	14
	百万円	105
合計（※）	件数	205
	百万円	718

※注：百万円以下切捨てのため、合計額とは必ずしも一致しません。

イ案件：日本国内の民間団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ロ案件：海外の民間団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ハ案件：日本国内の民間団体による日本国内の環境保全のための活動

国民の皆さんの環境活動への参加を促進するとともに、環境NGOの活動を推進することを目的に「環境NGO総覧」を作成して、その情報を「冊子本」及び「オンライン・データベース」で提供しています。

詳しくは、機構ホームページをご覧ください。



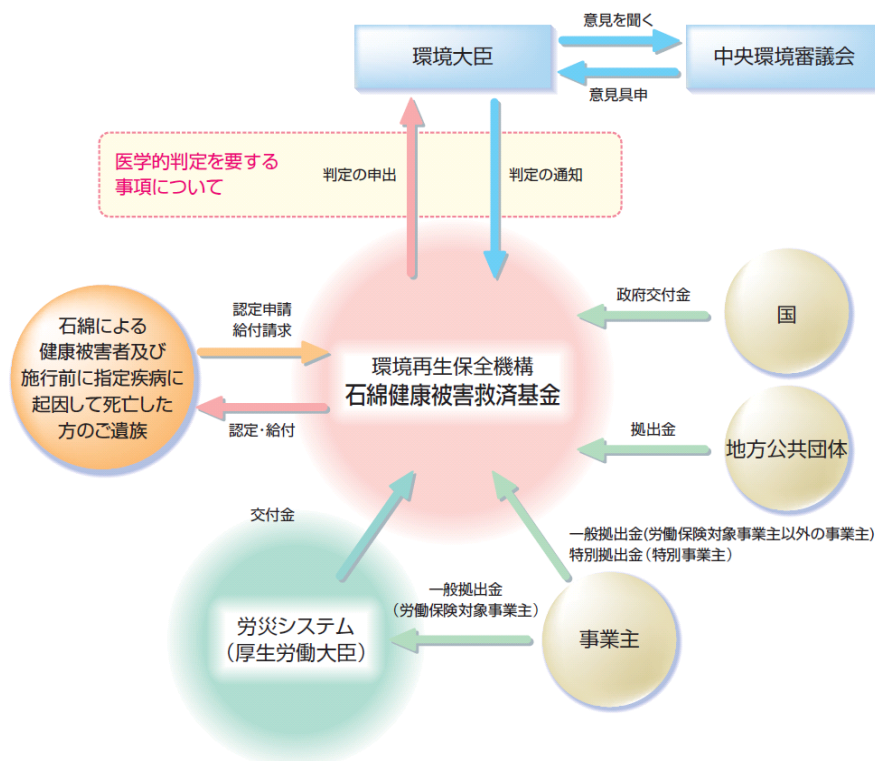
(4) 石綿健康被害救済業務

石綿による健康被害救済制度の概要

平成18年3月27日に、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されました。

石綿(アスベスト)による中皮腫や肺がんを発症している方、及びこの法律施行前にこれらの疾病により死亡された方のご遺族で、労災補償等の対象とならない方に対して、「医療費等の救済給付」が支給されます。

石綿健康被害救済制度の概要フロー図



救済給付の内容と給付

石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた方（被認定者）

- ・ 医療費 ……………自己負担分
- ・ 療養手当 ……………103,870円
- ・ 葬祭料 ……………199,000円（葬祭を行った方への給付）
- ・ 救済給付調整金 ……………石綿法の施行前に発症し、法施行後、2年以内に死亡した被認定者のご遺族への給付

石綿法の施行前に指定疾病に起因して死亡した方のご遺族で支給を受ける権利の認定を受けた方

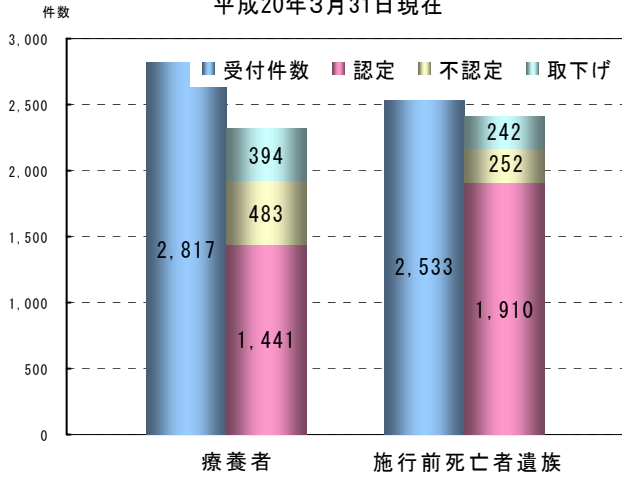
- 特別遺族弔慰金 ……………2,800,000円
- 特別葬祭料 ……………199,000円

認定等の状況

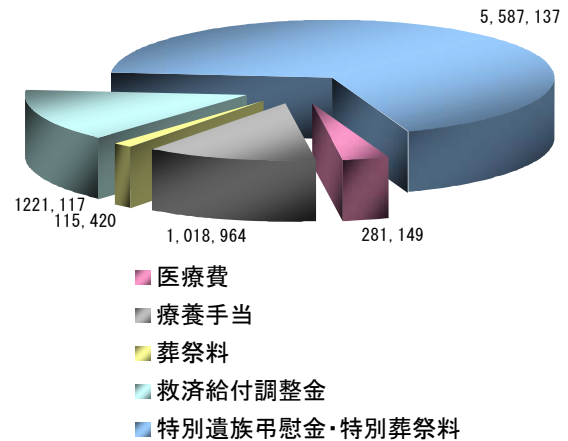
平成18年3月20日に申請書・請求書の受付を開始し、平成20年3月31日までに療養中の方からの認定申請2,817件、施行前死亡者の遺族の方からの特別遺族弔慰金等請求2,533件、計5,350件の申請書等を受け付け、療養中の方々1,441件、施行前死亡者の遺族の方々1,910件、計3,351件の認定等の決定を行いました。

平成20年3月31日現在、認定された方々への救済給付は、延べ計15,525件、金額にして82.2億円の給付を行いました。内訳として療養中の方（申請中死亡の方等を含む）に対する医療費、療養手当、葬祭料、救済給付調整金は、計26.3億円。施行前死亡者の遺族の方の特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、計55.9億円となっています。

認定等の状況(件数)
平成20年3月31日現在



救済給付の支給実績(単位:千円)
平成20年3月31日現在



広報活動の概要

給付の対象となる方へ救済制度を周知するために、様々な方法で広報を行っています。

アスベストの救済制度とともに、その性質と健康被害の実態について解説するDVDを作成しました。希望者には無料で配布しています。



申請を促す広告を新聞・雑誌等に掲載しました。(例：読売新聞朝刊)



石綿健康被害救済法の一部改正について

平成20年6月18日に、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、公布の日から6ヶ月以内に施行することとなりました。改正の概要は、以下のとおりです。

- ・ 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

医療費等の支給対象期間は、これまでは「申請日から」とされていましたが、改正により「療養を開始した日から」に拡大されました。

- ・ 制度発足後における未申請死亡者の扱い

改正法では、施行日以後において認定申請することなく亡くなられた方の遺族に対する救済制度が措置されました。(請求可能期間は、死亡から5年間です)

- ・ 特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長

特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限が3年間延長され、平成24年3月27日まで請求できるようになりました。

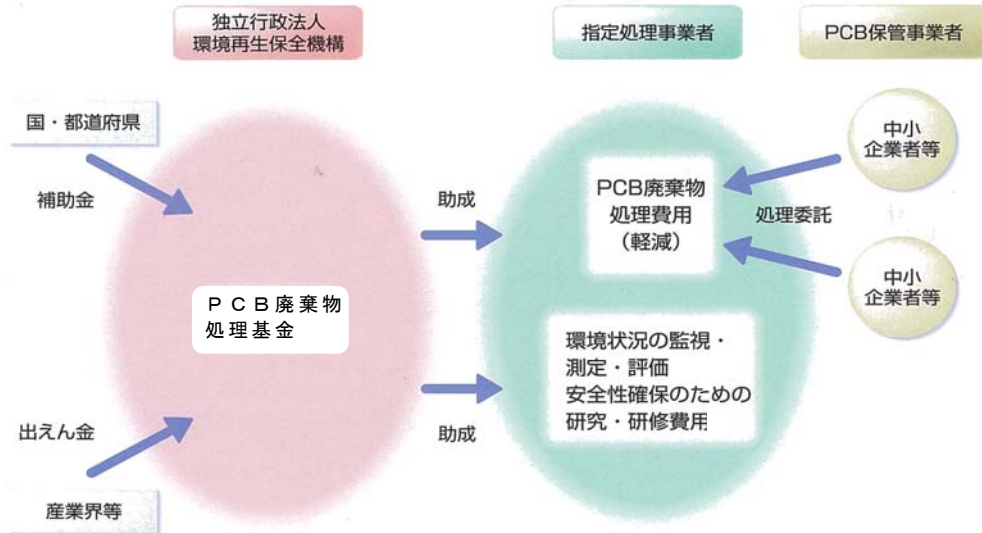
- ・ 特別遺族給付金の支給対象の拡大 (法施行日の5年前の日から法施行日の前日までに死亡した方の遺族)

時効により労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が消滅した方も救済の対象としました。

※新しい制度の詳細については、今後細部が決定され次第広報において周知いたします。

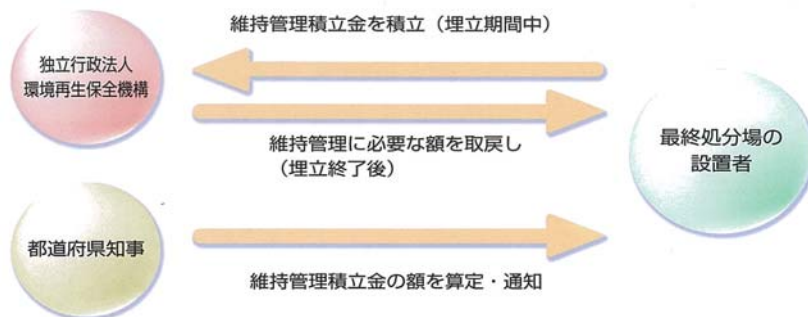
(5) PCB廃棄物処理基金業務

「PCB廃棄物処理基金業務」は、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金により造成された「PCB廃棄物処理基金」を、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物を処理する際の周辺の環境状況の監視・測定、安全性確保のための研究・研修の促進を図ることを目的として、環境大臣が指定したPCB廃棄物処理事業者に対し助成を行っています。



(6) 維持管理積立金管理業務

廃棄物最終処分場は、埋立が終わった後も環境に影響がない状態になるまでの一定期間、浸出する汚水等の処理が必要なため、これに要する費用について、環境省令で定める最終処分場の設置者が「維持管理積立金」として埋立期間中に機構に積み立てておくことが法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)により義務づけられています。機構は、廃棄物最終処分場の設置者が汚水等の処理を完了するまで、積み立てられた維持管理積立金を預かり管理します。



(7) 債権管理・回収業務

機構では、大気汚染対策緑地等を設置し、地方公共団体に譲渡する建設譲渡事業を行っていました。(平成18年度に施設整備を終了。)

また、環境保全のために建設し、譲渡した施設(緑地整備関係建設事業、企業団地建設事業、産業廃棄物処理施設建設事業)及び公害防止施設に対する貸付事業に係る債権の管理・回収業務を行っています。